

国土交通省組織令等の一部を改正する政令案参照条文目次

一	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
二	国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）	1
三	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）	2
四	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	2
五	観光基本法（昭和三十八年法律第七号）（抄）	2
六	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）（抄）	3
七	民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）（抄）	3
八	都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）	4

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2・3（略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8（略）

（内部部局の職）

第二十一（略）

2（略）

3 局、部又は委員会の事務局には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5（略）

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

第十四条（略）

2 前項に定めるもののほか、交通政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他交通政策審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三二号）（抄）

（独立行政法人評価委員会）

第十二条（略）

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（総合政策局の所掌事務）

第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四十六（略）

四十七 観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関する事。

四十八 旅行業、旅行者代理業その他の国土交通省の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関する事。

四十八の二 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関する事。

四十九 ホテル及び旅館の登録に関する事。

五十 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関する事。

五十一 五十六（略）

2（略）

観光基本法（昭和三十八年法律第百七号）（抄）

（年次報告等）

第五条 政府は、毎年、国会に、観光の状況及び政府が観光に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、交通政策審議会の意見を聴いて、前項の報告に係る観光の状況を考慮して講じようとする政策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）

（基本方針）

第三条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量（以下「食品循環資源の再生利用等」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、政令で定めるところにより、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
  - 二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標
  - 三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項
  - 四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項
  - 五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）

（機構の業務）

第四条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 特定民間都市開発事業（第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業のうち地域社会における都市の健全な発展を図る上でその事業を推進することが特に有効な地域として政令で定める地域において施行されるもの及び同項第二号に掲げる民間都市開発事業をいう。以下この条において同じ。）について、当該事業の施行に要する費用の一部（同項第一号に掲げる民間都市開発事業にあつては、公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設（以下この条において「公共施設等」という。）の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）を負担して、当該事業に参加すること。

二 特定民間都市開発事業を施行する者に対し、当該事業の施行に要する費用（第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業にあつては、公共施設等の整備に要する費用）に充てるための長期かつ低利の資金の融通を行うこと。

三六（略）

2・3 (略)

(資金の貸付け)

第五条 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)第一条第八項の規定によるもののほか、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路又は港湾施設の整備に関する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)(抄)

(民間都市機構の行う都市再生事業支援業務)

第二十九条 民間都市機構は、民間都市開発法第四条第一項各号に掲げる業務及び民間都市開発法第十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行う業務のほか、民間事業者による都市再生事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 認定事業として公共施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項の都市計画施設、都市計画において定められた同法第十二条の五第四項第二号の施設又は港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第一項に規定する港湾計画において定められた同法第二条第五項の港湾施設であるものに限る。)の整備に関する事業であつて政令で定めるものを施行する認定事業者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

二・三 (略)

四 認定事業者に対し、必要な助言、あっせんその他の援助を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2・3 (略)

(資金の貸付け)

第三十条 政府は、民間都市機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)第一条第八項及び民間都市開発法第五条第一項の規定によるもののほか、前条第一項第一号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路又は港湾施設の整備に関する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。